

うにしようといふことをおぼしめす。次に緊急道路整備費のご
ご意見が、これは先程申し上げました火防犯支金による工事のご
意見で、この総額が二百五十万四千円と考へておられます。その内
けといたしまして、もう一つ考へておられますが、この数値は都又は建
設省の基本となる旨定めておられるので、そういうものに依りて
計上し次第のご意見です。おおよそ費の五十五万円は、八高線の
踏切りを撤するもので、道路と同じやんじらいと思つておられる
ご意見です。昨年にも八高線の踏切り工事をやられたるが、その
時分、このより十万円ほど安くかかつておられますが、八人とか六十五
万円ほどぐあひ大いと思つておられ、設計も鉄道でやんじらいはな
ないものと思つておられます。工事請負費の三百六十万円は、舗装工事や
側溝を造る費用のご意見です。道路排水整備費として三百九十
万六千円の追加で、これは高松の排水路を九百呎の管を、その周囲

の排水を行なうと考へるもので、工事費が三百五十万円、施設費が
七万六千円、補償金及び補てん金が十二万三千円と考へておられますが、
これは町道三線を撤しなければならぬといふことで、さういふ
この排水管の埋設しようといふわけでもございします。以上の裁合計
が千二百四十五万六千円の増となる次第でございまして、さういふご
審議のほどお願ひいたしませう。

一議長（石川信義君）

これより質疑を行ないます。

二、二番（山下幸三君）

前回の建設委員会、席でも申し上げたんですが、

今、政府の建設計画の中に、東京と大阪内では共同溝といふものの計
画が発表され、市町村は誘ふ火といふことですが、なれども、現今の地
方自治体の市町村道を考えても、さういふものが必要と迫られておる
といふことがあつたわけですが、さういふ共同溝といふものの考へ
え方については、現況の市町村は対象にならないかどうかが、特に私ども

一議長、石川信義君、
奥議をせと認め奉る。さう、議案第八十号
は原案通り可決のべし。

一、議長（石川信義君）
日曜第十、昭和二十一年度福生町々總と商協特
別会計歳入歳出修正予算案第一回議案第八十三号を議題に
供し、議決を省略し、久々に理事者から提案理由の説明を
求めます。

議案第九号 昭和二十年産稻生計及賣上之市場

特別会計案、歳入歳出更正予算、第一回目について説明申し上げた
す。本年当初におきましては、原則的には業者に課税するものな
りです。その場合と税解任作業の委託料が未解決であつたため、当
初予算編成の際には、と場の使用料は前年度実績の二割程度を計
上しておいて、この予算規模としておいては八百五十万五千円の内
当初予算の二割程度を計上して、その後の改定案の二割程度を計上

へより業者は農付シキレキリ 解体作業委託料も料金値上げの額が
半分、すなわち豚につきましては一頭五円、実施時期は料金値上
り相当の月一日と決定シキレキリ、この場合、場使用料と前年度
繰入金の増収分を財源として不足分を申し上げ、業者は農付
シキレキリ、少ない解体作業委託料の希望値を中へとして予算を
編成し、ご提出申し上げ、大次第でござります。また、炭から申し
上げ、と一割の使用料及び手数料にのりましては五百十八万四千
円を追加シキリ、とすもの、ご提出申上げ、これは豚、仔牛等
のと殺数の増減ともなうと場使用料の増減分をござります。
具体的に申し上げ、と当初予算にのりましてはと殺数を月
二千頭として計算をシキリ、ご提出申上げ、本年の一月から八月まで
の数を調べ、とすると月平均三千五百五十頭となつており、その
ご、この数字に基きまして五百十八万四千円を追加シキリ、とすもの

ものぶじょうです。第二款の繰越金にわたしては、五万四千円を繰
 加しようとするものぶじょうですが、これは決算の結果は三万四千
 年次の繰越金の積算額でぶじょうです。米合計は八百三十八万五千円の
 当初予算に計上して、追加予算額が五万五千四百円を追加更
 しすと千四百十万九千円の予算規模となるわけであり
 次に歳入について申し述べます。第一款の事務所費に計上しては
 三百八十五万五千円を繰加しようとするものぶじょうですが、内容は
 は報償費で千五百円、これは佐藤という皮屋が計上するものぶじょう
 が最近豚の皮が暴落したため、商売に支障がないということであ
 ります。また、計上のとおりと場が非常に繁栄したため、計上する
 りのり、焼きと場を平仮で、計上するものぶじょうですが、計上する
 したものに計上する報酬金でぶじょうです。貸金で千五百四千円を計
 加して計上するが、現在従業員が非常に不足して計上して

是年十月から、米増収したといふこと、この臨時職
 員の賃金として追加しようとするものぶじょうです。本誌料は先
 程申し上げた解体作業本誌料として業者が支払うもので、一頭
 五円として二百四十万六千五百円を計上して、米増収ぶじょう
 次、覚悟費に計上しては、これは都衛生の検査結果の指示と
 業者の要望により、計上して、場の内部施設を整備したため、計上
 するものぶじょうです。公債費に計上しては、二百九十五万
 千六百三十四円を繰加しようとするものぶじょうですが、これは三
 年以内の計上した蔵庫の起債が四百五十万であり、この内約百
 十万円も償還したため、計上するものぶじょうです。残りの額、二百九十五
 万六千六百三十四円を計上して、米増収金額償還したといふ思
 つくわけであり、又、建物の起債が四百五十万円で、残り
 計上するものぶじょうです。財政事情等から、計上して、年終末



この般会計の窮乏になりおしる場合には、ふた一般会計の方に
繰入のいうことも必要にせねばならぬと承えておるわけ
でございます。予備費におきましては、計数整理の上から千七百二十
九百五十円を繰越いまして、義義会合計が五百七十三万四千円と
是れし、千四百十九万九千円といふことになりおるわけでございます。
よろしくご審議を承りまして、原東通りご可決あらんことをお願い
申し上げおる次第でございます。

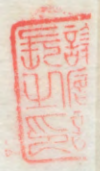
一議長（石川信義君） ふたより質疑を承います。

（質疑なしと呼ぶあり）

一議長（石川信義君） ふたより質疑を終結いたします。

おかりいたします。議案第八十三号は原東通り決す方のご異
議ありませんか。

（質疑なしと呼ぶあり）



一議長（石川信義君） ご異議なしと認ります。さうで議案第八十三
号は原東通り可決いたしえ。

一議長（石川信義君） 日程第十三号の境界線の変更について議案第八十三
号は議題に供します。事務局長として議案の解説をいたさせます。

（所用議案事務局長解説）省略

一議長（石川信義君） 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎俊夫君） 議案第八十三号の境界の変更についてご説明
申し上げます。市町村の境界変更は地方自治法の規定により、

関係市町村の申請に基づきまして都知事や都議会の議決を得て定
めらるというところであり、又関係市町村が都知事に付して申
請する場合に於ては、議会の議決を得なければならぬことになり、
おろのふございます。本県記載の福生町と砂川町との境界変
更は都の行政部の現地視察も終り、本年一月日から執行す

一 助役(川内経金吉君) 議案第八十四号 町道路線の変更についてご説明
 申し上げます。 今回第一小学校の改築といふわけですが、そのとき
 ないとして校地の拡張が必要として裏の方を拡張いたしましたわけが
 ござります。 田村第一議員さん等が非常にご協力なことを
 して厚くお礼申し上げます。 その拡張はなすか、補助道四号線が
 小学校の西側に通ずる町道がなくなる。 ござります。 かつ、その校地
 内に入るわけが、その一部を廃止して、そのほかのところの
 ものを買収し、北側につけかえたいというところ。 ござります。 新しく
 つけかえるところが延長九十メートル、幅五メートルから幅五メートル
 先に至るところ。 廃止はつたとしても九十メートル。 ござ
 りまして同じ所。 ござります。 以上つけかえられて、補助道
 四号線と小学校の西側の町道と結びつけろというところ。 ござ
 ります。 以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。



一 議長(石川信義君) 二 二より質疑を行います。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」
 一 議長(石川信義君) 二 二より質疑を終わります。
 おはかりいたします。 議案第八十四号は、東東通り決す方、ご異議
 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

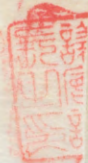
一 議長(石川信義君) 二 二より質疑をします。 二つ、議案第八十四号
 は、東東通り可決いたします。

一 議長(石川信義君) 二 二より質疑をします。 二つ、議案第八十四号
 と議案八十五号、事務局長として議案の朗読をいたします。

(町田議会事務局長朗読) 省略

一 議長(石川信義君) 二 二より質疑をします。 二つ、議案第八十四号
 一 助役(川内経金吉君) 議案第八十五号 町道路線の変更について申し上げます。

事。それは補助道六一九号の変更で、能野橋から中瀬生方面
に坂を下り村野議員さんの所から西に向う延長をございます。
それから町道三百三十八号線は矢野の(選)にさり抜中の改修とい
なしておられますところから左側に町道六一九号あり、この延長
から五米ありき、まをさうに八十四米延長をしまして一九〇
米道路にしたいという事なございます。従ってこの八十四米に付し
ては道はないの事か、地元民から寄附の願ひおかけたりして
これを受領してしまして八十四米を町道とし、六一九号線の延長
を一九〇米にしたいと思つておられます。なおこの寄
附者については、この土地は従来町のものであつたの事ございますか、
農地開放の時、町道が下つたおかげで、そのオオ農地開放が
なつたものであつたところから、従来から道路をつけたいとい
う、私もか寄附をするという願ひおかけたりございます。



従つてこの寄附を受領してしまして先程申し上げた九百九十九米
にしたいという事をございます。この内一番大きな寄附は三千三坪
五合六勺というのありき、この畑の買収が年内ということに
換算してしまふ、さういふと三千三坪、このように
買収してしたいと思つておられます。さうしてご審議
のほどお願ひいたします。

一 議長 石川信義 君、さういふ質疑を行います。

二 番 山下幸三 君、さういふの説明の中に、農地開放にとともに
町道が一箇人地主に開放されたいという事を言ふ、私はさういふ
農地開放は、あるの事ではないかと承知します。今日お金の使
階で昭和五十年から十一年経つておられますか、当時からすれば
やむを得ないとしても農地開放事務の年、幾分か過ぎた
のかどうか、又さういふものか、もとにもつて、さういふものか、お聞きし

たいと思ふ事。

一助役(川窪金吾君) 非常に短期間に行なわれぬ農地改革がござい
ますのでさういふものゝ端に開放されてしまつた所もあるよう
ございます。従つて私もさういふ何人かといふと思つて都の土木課とか国にも肉合せてみるのさすか、いかん
にしろしても当然のものになつては修正はなかなかなない
わけにござります。又農地委員会でもござないか。もしあつたらば
は行政裁判にもつていかなければならぬといふのが法律のたつた
で、さういふ点については相互の理解のもとに解決したいといふ
と、本件の買収についてはさういふ方法で解決してゐる次第を
ござります。大さな所は別として、小さい所はさういふ手続を
了解してゐるわけにござります。

一委員(山下幸三君) 大いなる説明がなされてゐる。町としては町有財産



な事務所の手続との間違つてゐるから個人の中に入つてしまふ
といふことについては行政訴訟を起さうか。当然これは大か
しておかなければ財産の管理、維持といふものは不徹底になるのは
なかつたかと思ふ事。又田舎警察署の扱ひ下に入つても財産の
管理の客は帳簿をあらたなものとしたりもする。これらも
単に書類の間違つてゐるからやむを得ないといふ事もある。こ
れは公の財産は維持管理はできないと思ふ事。今後この手の
なまりめはつきりわかる。これはゆきすか。是正さういふ機械
にもなつたと思ふ事。行政訴訟に訴へてもはつきり結論つ
けなかつたかと思ふ事。このさういふ問題はいふ事。

一議長(石川信義君) これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第八十五号は原案通り決す方とご異
議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一議長（石川信義君）　「異議なし」と認めます。　よろしく議案第八十五
号は原案通り可決いたすべし。

一議長（石川信義君）　日程第十支町道路線の廃止について議案第八
十五号と議題に供します。事務局長として議案の朗読をいたさる
事。

（町田議金事務局長朗読）省略

一議長（石川信義君）　理事より提案理由の説明を承ります。

一助役（川辺金吉君）　議案第八十五号町道路線の廃止についてご説明
申し上げます。先程ご議決をいたさるべく区域の変更に伴い
して、福生町から砂川町に轄管さる土地の中に町道二回元号と
二五元号の二本があり、従ってこの二本を町道として廃止し
たいというところから提案申し上げるわけでございます。町道二回元号

福生町議金



線につきましては道路の延長が八回米、巾が三・三米となつてお
ります。又町道二五八号は延長が五・五米、巾が一・八米となつてお
るわけでございます。この二本を境界変更に伴い、町道として廃止
したいというところから提案申し上げるわけでございます。よろしくご
審議うばひお願いいたします。

一議長（石川信義君）　これより質疑を行ないます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一議長（石川信義君）　これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第八十五号は原案通り決すから「異
議ありません」。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一議長（石川信義君）　「異議なし」と認めます。　よろしく議案第八十五

号は原案通り可決いたすべし。